

第三者行為による事故 と 健康保険

(自動車事故以外)

自動車事故など、第三者の行為によるケガや病気も健康保険で診療を受けることができます。

その際には、できるだけ早く健康保険組合に「第三者行為による傷病届」を提出しなければなりません。

このことは本来、相手方が支払うべき治療費を健康保険が支払うわけですから、健康保険組合がその費用を相手方に請求する必要があるからです。

自動車事故でも健康保険で受診できます

ケガ・病気の原因が第三者の行為によるものでも、健康保険の給付を受けられます。自動車事故でケガをした場合も、もちろん健康保険で診療(療養の給付・家族療養費)を受けられます。仕事を休んで給料をもらえない場合は傷病手当金を、死亡した場合は埋葬料・家族埋葬料を受けられます。

健康保険で受診したときは届出が必要です

自動車事故など第三者の行為によるケガ・病気をして健康保険の療養の給付を受けた場合は、できるだけ早く「第三者行為による傷病届」を健康保険組合に提出しなければなりません。

この届書には①「同意書」②「事故発生状況報告書」③「念書」④示談が成立しているときは「示談書の写し」⑤死亡の場合は「死亡診断書」または「死体検案書」(原本または市町村長等が原本証明をしたもの)などの書類が必要です。

なお、②「事故発生状況報告書」は交通事故の場合と一般事故の場合は用紙が違いますので事故状況に合わせて記入してください。

被害者の損害賠償請求権が保険者(健康保険組合)に移ります

もともと第三者行為による負傷の治療費は加害者が支払うべきものを健康保険が支払うわけですから、健康保険組合は保険給付に要した費用を加害者又は損害保険の会社に請求することになります。(健康保険組合が「損害賠償」を請求することになるわけです。)

なお、この場合「慰謝料」「見舞金」「被害者の家族に対する手当金」など保険給付に関係ないものや入院室料の差額など保険給付以外のものは、当然被害者が相手方に損害賠償を請求できます。

示談をする前には健康保険組合に相談してください

健康保険で治療を受けている間に示談が成立し、被害者が治療費を含む賠償金を受け取った場合には、その日以降は健康保険で治療を受けられなくなります。

また、「示談後は健康保険で治療を受けるから治療費はいらない」というような示談をした場合には治療費についての損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険での治療を受けられず、**医療費は全額被害者が自己負担しなければならないことになる場合がありますのでご注意ください。**

いずれにしても、健康保険の給付を受ける場合には示談をする前に健康保険組合に相談して、慎重に示談するようにしてください。

業務上・通勤災害の場合は健康保険を使用できません

会社の仕事での交通事故や通勤途中での事故は、第三者の行為によるものでも健康保険の使用はできません。

三重県自動車販売健康保険組合 津市雲出長常町六ノ割1190-1(059)234-8420